

加工・業務用園芸産地確立事業実施要領

第1 目的

県産野菜等の加工・業務用需要の拡大に対応するため、加工・業務用野菜等の生産を志向する農家に対して、実需者ニーズに対応した安定生産・省力化に向けた取組を支援し、産地の持続的な発展を図ることとする。

第2 支援対象品目

本事業で支援する対象品目は、鹿児島県内で生産される野菜、果実とする。

第3 事業内容

本事業で実施する事業内容は、以下の1, 2のとおりとし、1は必須の取組とする。

- 1 実需者ニーズに対応した栽培技術の確立
 - (1) 生産・流通体系の構築に向けた取組
 - (2) 作型安定技術の導入に向けた取組
- 2 契約取引の推進

第4 事業実施主体

- (1) 農業者の組織する団体
3戸以上の農業者で組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする）又は、農業の常時従事者3人以上を雇用している農事組合法人以外の農業法人、農事組合法人
- (2) 農業協同組合

第5 事業実施計画の承認等

1 事業実施計画の承認申請

本事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、第3の事業を実施しようとするときは、以下の書類を郵送または電子メールで、所管する地域振興局・支庁農林水産部長を経由して、知事に提出するものとする。

- (1) 承認申請書（別記様式第1号）
- (2) 事業実施計画書（別記様式第2号）
- (3) その他知事が必要と認める資料

2 申請書類提出の期間

事業実施計画を提出する期間は、県のホームページにおいて公表するものとする。

3 審査

知事は提出された事業実施計画書について、別表の配分基準で審査を行い、予算の範囲内において獲得ポイントの高い順に承認する。知事は、承認に当たって、必要に応じて申請者に聞き取りを行い、補助対象外と認められる経費の除外など事業実施計画の補正を行い、提出された収支予算書の金額から減額して承認する場合がある。なお、以下の場合は計画書の内容にかかわらず不承認とする。

- (1) 提出の期日までに申請書類が県に到着しない場合
- (2) 申請書類に不備、不足がある場合
- (3) 申請者と連絡が取れない場合
- (4) 計画の内容に関する知事からの聞き取りに対し、申請者の応答がないと認められる場合

- (5) 申請者が対象事業者の要件に適合しない場合
- (6) 計画書の内容に虚偽があると認められる場合
- (7) 事業実施計画の実現可能性がないと認められる場合

4 事業実施計画の承認

知事は、3の審査終了後、申請者に別記様式第3号にて結果を通知するものとする。

5 事業実施計画の変更

事業実施主体は、事業実施計画について重要な変更を行う場合には、第5の1に準じて事業実施計画の変更を行うものとする。

第6 指導体制

県は、本事業の適正な実施が図られるよう、事業実施主体に適切な助言・指導を行うものとする。

第7 県の助成

県は、予算の範囲内において助成するものとする。

第8 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本事業の完了翌年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度における事業実施状況報告（別記様式第2号）を作成し、当該年度の翌年度の7月末までに、知事に報告するものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項については、知事が別に定めるところによるものとする。

附則

この実施要領は令和6年4月1日から施行する。

この実施要領は令和7年5月15日から施行する。

別表 配分基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
1 対象品目	・野菜，果実を対象とする取組である。	—	5
2 新規性	・今回が初めての申請（又は新たな品目）である。	—	5
3 目 的	・事業実施の目的が，具体的かつ明確に設定されているか。	十分認められる	5
		概ね認められる	3
		一部認められる	1
		認められない	0
4 事業実施計画の妥当性	・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・経費の積算は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における事業内容間の関係は適切か。	十分認められる	5
		概ね認められる	3
		一部認められる	1
		認められない	0
5 事業実施体制	・事業を実施するために効果的な実施体制となっているか。	十分認められる	5
		概ね認められる	3
		一部認められる	1
		認められない	0
6 波及性	・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず，公益的な波及効果が期待されるか。	十分認められる	5
		概ね認められる	3
		一部認められる	1
		認められない	0
7 目 標	・対象品目の目標年度における加工・業務出荷量が，現状と比べて 10%以上増加	30%以上	5
		20%以上	3
		10%以上	1
		10%未満	0
計（最大）			35

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

（元号） 年度加工・業務用園芸産地確立事業実施計画の（変更）承認申請書

加工・業務用園芸産地確立事業実施要領第5の1（第5の5）規定に基づき、下記のとおり実施（変更）したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 関係書類

（1）事業実施計画書（別記様式第2号）

（2）添付書類

ア 計画書の根拠となる資料

イ 消費税課税事業者届出書

※ 変更承認申請の場合、イは添付不要。

（元号） 年度

加工・業務用園芸産地確立事業
実施計画書（兼実施状況報告書）

事業実施主体名 _____

品目名 _____

市町村名 _____

1 事業の目的・効果

(1) 事業の目的

--

※本事業をどのように活用し、どのような姿を目指すのか具体的に記載する。

(2) 事業により期待される効果

--

2 事業計画

(1) 実需者ニーズに対応した栽培技術の確立

ア 生産・流通体系の構築に向けた取組

(ア) 新規作型、品種の導入

時期	内容	備考
月		
月		

(イ) 生産コストの低減

時期	内容	備考
月		
月		

(ウ) 流通コストの低減

時期	内容	備考
月		
月		

イ 作型安定技術の導入に向けた取組

(ア) 土層改良・排水対策

時期	内容	備考
月		
月		

(イ) 病虫害防除・連作障害回避対策

時期	内容	備考
月		
月		

(ウ) 地温安定・保水・風害対策

時期	内容	備考
月		
月		

(エ) 土壌改良資材施用

時期	内容	備考
月		
月		

(2) 契約取引の推進

時期	内容	備考
月		
月		

3 事業費及び負担区分

単位：円

区分	総事業費 (A) + (B) + (C)	補助事業に要 する(した) 経費 (A) + (B)	負担区分			備考
			県費 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
実需者ニーズに対応した栽培技術の確立						
契約取引の推進						
計						

4 事業着手（予定）年月日 （元号） 年 月 日

5 事業完了（予定）年月日 （元号） 年 月 日

6 成果目標

成果目標	現状（ 年度）				目標（ 年度）				実績（ 年度）			
	年度	全出荷量 単位	うち加工・業務用 （①） 単位	単位	年度	全出荷量 単位	うち加工・業務用 （②） 単位	単位	年度	全出荷量 単位	うち加工・業務用 （③） 単位	単位
加工・業務用出荷量の 10%以上増加												
	増減 (%) ③÷①	達成率 (%) (③-①) ÷ (②-①)		事業実施主体の評価								

(注1) 現状は事業実施年度の前年度、目標は事業実施年度の翌々年度とする。

(注2) 増減、達成率の数値は、小数点第2位を四捨五入すること。

(注3) 成果目標（現状、目標、実績）の算出根拠となる資料（データ等）を添付すること。

(注4) 実績、増減、達成率及び事業実施主体の評価は、事業実施状況の報告時に記載する。

(注5) 達成率は、（実績－現状）／（目標－現状）で算出する。

7 添付資料

(1) 事業費の積算内訳が分かる資料

(3) 組合の規約（法人の場合は定款の写し）

(5) 消費税課税事業者届出書

(2) 機械・機器を導入する場合は、見積書やカタログ

(4) 構成員名簿（氏名・住所など）

(6) その他知事が必要と認める資料

別記様式第3号（第5の4、第5の5関係）

番 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事

（元号） 年度加工・業務用園芸産地確立事業実施計画の（変更）承認について

（元号） 年 月 日付けで申請のあった加工・業務用園芸産地確立事業実施計画書について、加工・業務用園芸産地確立事業実施要領5の4（第5の5）の規定に基づき、承認します。

消費税課税事業者届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所
氏 名

(元号) 年度加工・業務用園芸産地確立事業事業の実施にあたり、消費税法上の納税義務について、
下記のとおり届け出ます。

記

納 税 区 分		で ある	予定である
1 免税事業者			
2 課税事業者	(1) 簡易課税制度選択者		
	(2) 特定収入割合 5 %超		
	(3) 特定収入割合 5 %以下		
	(4) 課税売上割合 9 5 %未満		
	①個別対応方式		
	②一括比例配分方式		
	(5) 課税売上割合 9 5 %以上		

- (注1) である者は、該当欄に○印を記入する。
- (注2) 予定である者は、該当欄に確定予定の時期を記入する。
- (注3) 2の(2)及び(3)については、以下の者のみ記入する。
- ・地方公共団体の特別会計
 - ・消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人など）
 - ・人格のない社団（農業者で構成する任意団体など）及び財団等